

神戸市個人情報保護審議会 第4回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和4年3月22日(火) 15時00分～16時30分

2. 場 所 三宮研修センター 801 会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員(敬称略・五十音順)

西村裕三、荒川雅行、柴田真里、高野一彦

(2) 事務局の職員

市長室担当部長 ほか

(3) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

① 改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項の検討

5. 議事要旨

(1) 審議

①改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項の検討

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「1 条例要配慮個人情報について」説明がなされた。

○委 員 まず、この3ページの表で、改正法・施行令と現行の条例を対比して並べているが、改正法・施行令の方は、かなり具体的なことが規定されている。それに対して条例の方は、社会的差別の原因になる事項といったように、包括的に規定してある訳だが、この部分をここでいう条例要配慮個人情報として残すべきかどうかについて、あらかじめ個人情報保護委員会に打診されたところ、対象とする事項が曖昧過ぎるんじゃないかという指摘で、望ましくないんじゃないかという意見をもらったということだが。

○委 員 限定列挙しようとしている対比で言えば、元々あった社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項というのは、限定列挙されないものでも、審議会の判断で、対象となるものの可能性、余地を広く残そうとするために残されたバスケット条項だと思われるので、そういうものを残さないというのが法律の趣旨であれば、それに合わせるしかないのかなと思うし、神戸市で今、要配慮個人情報として、特に記載が必要ではないかと思いつくものは、私個人としては特にはない。信条は、信教とかも含む趣旨で使っていると思うが、普通は信教と信条とかを一緒にまとめたりはしないので、少し不思議だなとは思いますが。社会的差別の原因となるおそれがある事項という部分をなくすことは仕方ないのかなと思う。

○委 員 憲法14条の門地があったが、ここでいう社会的身分にあたるのか。

○委 員 はい。

- 委員 員 この上の「地域性に応じて」という部分は何か考えられるのか。
- 事務局 個人情報保護委員会で調査をする中で、この改正法の項目に当てはまらないものを地方公共団体に決めているものがあるということで、こういう地域性に応じた要配慮個人情報として定めることが可能となった。例えば LGBT や DV の被害者支援を受けていらっしゃる方の情報については、慎重に扱わないといけないという情報ではあるが、例えば、LGBT ということであれば、現在、地方公共団体がパートナーシップの宣誓制度の創設が広がってきているところではある。DV の被害者支援に関する保護措置については、住民票の発行停止措置をするということだが、申請に基づいて1年更新という形になっている。1年ごとの支援の措置という形を取っているので、慎重に扱わないといけないと思われるが、要配慮個人情報の範疇なのかどうなのかというところと、これらははたして地域の特性なのかというところもある。
- 委員 員 包括的な規定では、条例でいう社会的差別の原因となるおそれがある事項については、法律では、地域の特性という言葉で始まっている。地域の特性に応じて、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように云々と続いている訳で、この地域の特性という言葉で、限定がかかっている感じがする。それが最大の理由ではないかと思う。委員会がだめだと言ったのは、地域の特性に応じてとは言えないので、もう少し包括的な事項についても限定的に規定して欲しいと、そういう趣旨のようにとれた。あるいは個別具体的な事項として、LGBT の問題とか DV 被害者の問題とか、そういうものはもちろんあるが、ただそれも地域性という限定を考えると、あてはまらないところがあるし、確かに今、パートナーシップ制度というのが急速に広がっている。兵庫県下でも、いくつかの市が制度化している。そういう点では、注目すべき事項だと思うが、地域性の特性、地域性に応じてという限定がかかっている項目では、あてはまっていないかなというところ。LGBT・DV 被害者いずれも、個別具体的に条例上に列挙するというのは、時期尚早かという気がする。
- 委員 員 少なくとも地域の特性ではないと考える。
- 委員 員 ここでのいう要配慮個人情報として、改正法あるいは施行令が具体的に提示しているようなものに加えて、何か加えるべきものがあるかどうかについては、あまり積極的に考えることはできない。社会的差別の原因となるおそれがあるという包括的な規定についても、法律においては、地域性に応じてという限定がかかっている所以、それと整合性が合うような形で考える必要がある。地域性に応じての後の法律の条文の規定については、ほとんど条例と同じで、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項と同じ意味のように解釈できるかと思うので。条例独自に何か個別具体的な事項を規定するという事は、しないでおくということにしたいと思う。もっとも他の委員の方のご意見を聞く機会をもう一度設けてもいいかと思う。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「2 個人情報取扱事務目録の取扱いについて」説明がなされた。

- 委員 個人的には現状あるものを、少し手を加える形で改正法のもとでも利用できるというのなら、2つ目をつくるようなことは必要ないというか、しなくても良いのではないかと思う。
- 委員 確かに、事務目録が事業単位でつくられるものだ。それに対してファイル簿の方は、同じ目的であれば連携して使われるような場合は、その纏まりとしてファイル簿にできるんだということで、非常に柔軟性のあるものとして、ファイル簿というものが作られるのであれば、従来の事務事業単位の手務目録というものは、必要ではなくなるのではないかというふうに思われるが、そういう結論でよろしいか。
- 委員 はい。
- 委員 ご異論がなければ、そういう形でまとめさせていただく。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「3 情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非開示情報を追加することについて」説明がなされた。

- 委員 これは残すことは差し支えないと考えてよいのか。改正法はどういうニュアンスであるか。
- 事務局 法の方は、改正法の非開示情報と情報公開条例の非開示情報を合わせることによって、非公開となる部分が公開されないよということなので、そういう意味においては、改正法にいう条例で定めるものの1つになるのではないかと考える。
- 委員 そうであれば、整合性を保つということで、あつた方がいいと思うので、規定を置いていいのではと個人的には思う。
- 委員 法令秘情報は、具体的にどのような情報なのか。具体例を挙げただければ分かりやすいが。
- 事務局 例えば、資料に記載している、神戸市会会議規則の定めるところにより、というところで具体例として挙げさせていただくと、議会では基本的に公開審議だが、諮ることによって、秘密会を開くことが可能である。例えば、個人のプライバシーに関することが議事となって、それを審議することになれば、秘密会を開く。そういった部分については、法令秘情報として扱うことになる。秘密会というのはほとんどないが、もしあれば、法令秘情報ということになるかと思う。
- 委員 今のお話を伺うと、他の法律でカバーできているような感じもするが、その点はいかがか。
- 事務局 改正法の中で、非開示事由として挙がっているのが、列挙させていただいているものだが、開示非開示の判断の中で、法令に基づく場合というのがないので、基本的にはそういったものは事務事業執行情報にはめ込んでいくの

かは分かり兼ねるところではあるが。

- 委員 情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非開示情報については、情報公開条例第 10 条第 6 号に規定された法令秘非情報を追加することだが、それでよろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 委員 では、そのようにさせていただく。

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「4 個人情報開示請求に係る手数料について」説明がなされた。

- 委員 現状の実務で、特に不具合が出ているとか問題があるということはあるのか。
- 事務局 今のところない。
- 委員 現状に不具合がないのであれば、現状でもよいのではないか。
- 委員 個人情報保護法が 2003 年に成立したときに、たくさんの委任状を握って開示請求に来るんじゃないかというような懸念も議論されていて、企業の開示請求は手数料を取りましようという議論に発展したが、神戸市の中での個人情報の開示請求について、大量に嫌がらせで請求に来るような、例えば、委任状を握りしめてということは過去になかったと考えてよいか。
- 事務局 個人情報の開示請求は、ご本人の請求あるいは法定代理人の請求、あるいは任意代理人については 8 士業の方が請求できるという限定的になっているので、任意代理人の請求となれば、8 士業の方だけということになっている。したがって、そういったことに遭遇していることは一切ない。
- 委員 情報公開請求と個人情報開示請求の違いは大量請求があるかどうかということ。そういうところで、写しの交付の費用などが、変わってくるということだが、今の話では特に個人情報保護制度の下での大量請求はこれまでのところないということなので。そうすると、開示に係る手数料は無料とし、写しの交付等に係る実費相当の費用を徴収するという現行のままで変更は必要ないんじゃないかという結論でよろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 委員 では、そのようにさせていただく。

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「5 審査請求について審理する附属機関の設置について」説明がなされた。

- 委員 改正法が審査請求について審理する附属機関の設置を求めている、設置が必要だと、そういう結論だったと思う。これは、従来の不服申立審査部会と、ここでのいう附属機関としての新しい機関は同じでもよいのか。審査会という事例が多いと思うが。
- 事務局 審査部会と言うのは、審議会の中での一つの部会という形になるが、改正法

が求めているのは、審議会と別立てで条項が立っているのも、他の政令市では審議会と審査会と、2通りあるところもあるので、どういう形をとっていくのかという。まずは、審査会というのは行政不服審査法の第81項第1項に基づく審査会という位置づけになるかと思う。

- 委員 従来の不服申立審査部会を存続させることは難しいと。むしろ新たに審査会を立ち上げるべきだと、そういうことか。
- 事務局 そうなるかと思う。
- 委員 そういものとして、個人情報保護審査会という審査請求を審理する機関を新たに設けるということになるかと思う。よろしいか。
- 委員 法令にあわせる必要があると思う。
- 委員 ご意見が他になれば、そのような形にさせていただきたい。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「6 開示、訂正及び利用停止の手続きについて」説明がなされた。

- 委員 15日か30日かについて、事務的には現状はいかがか。
- 事務局 個人情報の開示請求ということになると、例えば、レセプトの請求とかになると、対象の医療機関に意見照会を求めるので、若干延長することはある。たまに対象文書が多いケースがある。例えば、生活保護のケース記録とか。そう言ったものに限っては、延長をしているという実情があるが、基本的には15日以内に対応していることが多い。
- 委員 市の実務上も15日以内に対応できていないものは一部あるけれども、全体として15日でも特に差し支えなく回っていると理解してよいか。
- 事務局 はい。
- 委員 1点目だが、そうすると、特に現状でも問題がないというのであれば、市民にとっては現状の方が、利便性が高いということになるだろうから、現状維持でもよいのかなと思う。2点目だが、国では設置法というものが置かれていて、その部分については、地方公共団体では規定するという事になっていることだが、これは準用的なものは一切されずに独自ということになっているのか。
- 事務局 はい。
- 委員 この法律全体として、全部法律とか国で決めてしまって、自治体に決めさせないような雰囲気、全体の流れの中で、何でここだけこう決めないで残しているのかなというのが、気になるが。
- 委員 規定が抜けているというのであれば、規定すべきだと思う。
- 委員 設置法の内容というはできあがっているのか。
- 事務局 現にある。第1回目のA3判でお示ししている資料の38ページに設置法がある。設置法の中で、趣旨、設置、組織、委員構成といったことが掲げられてあり、組織的なことが39ページに掲載されている。次に40ページに審査会の調査権限という第9条だが、ここらあたりから今の条例でも重複してい

る部分、第9条のインカメラ審理、第3項にボーンインデックス、意見の陳述、意見書の提出、委員による調査手続き。これについては特殊かなと思うが、審査会が指名する委員に対して意見陳述を聴かせることができる。全国で審査請求が出されるので、そういった対応を出張でされることを想定しているのかなと思う。

○委員 そうすると、開示請求に係る決定期間は、改正法上は30日以内となっているが、現行条例では15日以内となっている。これについては、市民の利便性を考慮する、あるいは決定期間が長くなることは望ましくないので、現状として特に支障がないのであれば、現状通り15日以内ということで、現状のままにすべきではないかということだった。それから、設置法との関係で、審査請求手続きについても、法律に反しない限りは条例で定めることができるので、現行条例の第26条の4から9の規定と同じ内容で残すということによろしいか。

○委員 (異議なし)

○委員 では、そのようにさせていただく。

○委員 次に匿名加工情報という新しい制度の手数料等に関してだが、新しい制度の説明がかなり続き、匿名加工情報を加工して提供すると、それに対する手数料ということで、いわゆるビッグデータの活用を促進するというための新しい制度ということだが、新しい制度の話なので、次にしてはどうかという気がするが、いかがか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、本日の制度審議部会は終わりたいと思う。